

第36回 東村山手づくり小物雑貨市 出店販売に関する主なきまり

- 1 販売品はすべて手づくりのものに限ります。
- 2 販売は出店者が行ってください。(運営スタッフは販売のお手伝いはできません)
- 3 販売スペースは、基本、テーブルの上のみです。第2会場は展示パネル・床置きハンガーラック（持ち込み）が使用できます。
- 4 飲食物の販売はご遠慮ください。
- 5 著作権侵害等法律にふれる品物は販売できません。
- 6 価格は各自が決定してください。値下げ、抱き合わせ販売などは自由です。
- 7 販売した商品には、屋号が記載された領収証等を必ず発行してください。
- 8 商品ディスプレイの高さは、床面より1.5メートルまでとし、必ず倒壊しないようにしてください。
- 9 購入後お客様からの破損、返品、トラブル処理等は、各自丁寧に対応してください。
- 10 品物の盗難、破損、お客様とのトラブルなど、当方では一切責任は負いません。
- 11 出店日に発生したゴミは各自が責任をもって持ち帰ってください。
- 12 会場準備、終了後の全体の片付けにご協力をお願いします。
- 13 感染状況等により開催できない場合は、出店料を全額返金いたします。
- 14 出店決定後に自己都合で出店をキャンセルされる場合で、代替りの出店者がみつからない場合は、出店料を返金することができませんのでご承知おきください。

楽しい小物雑貨市にするために、お互いにきまりを守って協力しあいましょう。

このきまりに反する行為を行ったときは、次回の出店をお断りする場合があります。